

公益社団法人茨城県シルバー人材センター連合会東海村事務所
派遣労働者個人情報適正管理規程

(個人情報の取扱い)

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、事務局長及び業務担当職員とすることとする。個人情報取扱責任者は事務局長とすることとする。

(教育)

第2条 派遣元責任者は、個人情報を取り扱う前条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取り扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、派遣元責任者は少なくとも5年に1回は派遣元責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。

(本人への開示および訂正)

第3条 第1条の個人情報取扱責任者は、派遣労働者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこれに基づく訂正(削除を含む。以下同じ)の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取り扱いについて、派遣元責任者は派遣労働者等への周知に努めることとする。

(苦情への対応)

第4条 派遣労働者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報に係る苦情処理担当者は派遣元責任者としてすることとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。